

1. 「評価システム改革促進方策検討の主な論点」を的確に反映したものとする

- 「評価システム改革促進方策検討の主な論点」において、より実効性のある研究開発評価システムを構築するため、
- ① 評価を通じて、優れた研究開発の成果を創出し、それを次の段階の研究開発の実用化などにつなげるための方策(研究開発の性格等に応じた的確な実施、自己点検の実施とその活用、幅広い成果の捉え方、外部評価の実施など)
 - ② 評価を効率的に実施し、また、評価関係者の参加のインセンティブを高めていくための方策(研究開発の体系化による効率的な評価の実施、独法評価や政策評価などとの連携・分担による効率化、評価結果の活用と役割・責任の明確化など)
 - ③ 評価結果の国民への情報発信や評価人材の確保のための方策(評価結果の国民へのわかりやすい情報発信、評価者となる研究者の裾野の拡大)
- として示された事項については「原則」として整理する。

2. 全体構成を簡略化し、わかりやすいものとする

(1) 現行の大綱的指針の構成は、

第1章 基本的考え方

第2章 評価実施上の共通原則

第3章 評価対象別の留意事項

となっているが、評価対象別の方針が第2章や第3章に分散して記されていることから、評価対象別に再整理する。

(2) 研究開発の特性等に応じて適切な評価の実施を促進するためには、個々の研究開発ごとに評価実施方法、体制等を決定していくことが重要であることから、大綱的指針においては、基本的な事項について「原則」を整理する。(例外や留意事項、努力事項は各府省等の指針や個別事案ごとの評価方法等において、それぞれの責任で整理する。)

(3) 現行の大綱的指針の第2章の効果的・効率的な評価システムの運営に関する事項や評価実施体制に関する事項などは、評価を実施する上での前提となる基本的な事柄であることから、第1章の基本的な考え方にまとめて整理する。

(4) 大綱的指針の改正方向やその取扱い等に関する事項(評価システム改革の方向や指針のフォローアップに関する事項)は、評価の実施に関する事項ではないことから、序文等において整理する。

大綱的指針の項目別見直し方向(案)

第1章基本的考え方

はじめに

1. 評価の意義
2. 本指針の適用範囲
3. 評価関係者の責務
 - (1)研究開発実施・推進主体の責務
 - (2)評価者の責務
 - (3)研究者等の責務
4. 評価システム改革の方向
5. 本指針のフォローアップ等

科学技術基本計画との関係、今回の見直しの経緯、本大綱的指針の取り扱い等について記述

内容を基本的に継承して記述

「はじめに」において、見直しの経緯等として記述

「はじめに」において、本大綱的指針の取り扱い等として記述

第2章評価実施上の共通原則

1. 評価対象の設定
2. 評価目的の設定
3. 評価者の選任
4. 評価時期の設定
5. 評価方法の設定
 - (1)評価手法
 - (2)評価の観点
 - (3)評価項目・評価基準
 - (4)柔軟な評価方法の設定
 - (5)評価に伴う過重な作業負担の回避
6. 評価結果の取扱い
 - (1)評価結果の活用
 - (2)評価結果等の被評価者への開示
 - (3)研究開発評価の公表等
7. 効果的・効率的な評価システムの運営
 - (1)重層構造における評価の運営
 - (2)時系列的な評価の運営
 - (3)評価システムのレビュー
8. 評価実施体制の充実
 - (1)評価人材の養成・確保と評価の高度化
 - (2)データベースの整備と効率的な評価のための電子システムの導入

評価対象別にあり方の原則を記述

基本的な事項であることから、第1章の基本的考え方で記述

第3章評価対象別の留意事項

1. 研究開発施策の評価
2. 研究開発課題の評価
 - (1)競争的研究資金による課題
 - (2)重点的資金による課題
 - (3)基盤的資金による課題
3. 研究開発機関等の評価
4. 研究者等の業績の評価

論点を踏まえて、内容を精査し、原則とすべき事項を第2章において記述

基礎的研究評価に関する留意事項等(案)

第1章基本的考え方

はじめに

1. 評価の意義
2. 本指針の適用範囲
3. 評価関係者の責務
 - (1)研究開発実施・推進主体の責務
 - (2)評価者の責務
 - (3)研究者等の責務
4. 評価システム改革の方向
5. 本指針のフォローアップ等

特に成果が短期間で現れにくい基礎研究等、研究開発の性格等によっては、性急に成果を求めるような評価を行うことが適切ではないことに留意

評価は、必要性、効率性、有効性の3つの観点の下、研究開発の特性に応じて、適切な評価項目及び評価基準を設定し実施

第2章評価実施上の共通原則

1. 評価対象の設定
2. 評価目的の設定
3. 評価者の選任
4. 評価時期の設定
5. 評価方法の設定
 - (1)評価手法
 - (2)評価の観点
 - (3)評価項目・評価基準
 - (4)柔軟な評価方法の設定
 - (5)評価に伴う過重な作業負担の回避
6. 評価結果の取扱い
 - (1)評価結果の活用
 - (2)評価結果等の被評価者への開示
 - (3)研究開発評価の公表等
7. 効果的・効率的な評価システムの運営
 - (1)重層構造における評価の運営
 - (2)時系列的な評価の運営
 - (3)評価システムのレビュー
8. 評価実施体制の充実
 - (1)評価人材の養成・確保と評価の高度化
 - (2)データベースの整備と効率的な評価のための電子システムの導入

研究開発評価は、その目的、評価の対象、評価時期や研究開発の性格(基礎、応用、開発、試験調査等)に応じて適切な評価項目、評価基準、評価手法の設定を行う等、柔軟に実施

新しい知の創出が期待される基礎研究については、主に独創性、革新性、先導性、発展性等を重視する必要がある一方、その成果は必ずしも短期間のうちに目に見えるような形で現れてくるとは限らず、長い年月を経て予想外の発展を導くものも少なからずあることから、画一的・短期的な視点から性急に成果を期待するような評価に陥ることのないよう留意

研究開発課題は、研究者等が具体的に研究開発を行う個別のテーマであり、その目的や基礎研究、応用研究、開発研究等の性格、分野等は、広範かつ多様であることから、課題の目的、性格、分野等に応じて、評価手法や評価項目等を適切に設定

第3章評価対象別の留意事項

1. 研究開発施策の評価
2. 研究開発課題の評価
 - (1)競争的研究資金による課題
 - (2)重点的資金による課題
 - (3)基盤的資金による課題
3. 研究開発機関等の評価
4. 研究者等の業績の評価

「研究者の自由な発想に基づく基礎研究」は、高い資質を有した専門家によって、国際的基準に照らしたピアレビューを実施